

# 命 令 書

申 立 人 自交総連なら合同労組  
執行委員長 X 1

申 立 人 自交総連・富士運輸分会  
分会長 X 2

被申立人 富士運輸株式会社  
代表取締役 Y 1

上記当事者間の奈労委平成21年（不）第5号富士運輸不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成22年10月28日第575回公益委員会議において、会長公益委員佐藤公一、公益委員南川諦弘、同下村敏博、同西谷敏及び同川合紀子が出席し、合議のうえ、次のとおり命令する。

## 主 文

- 1 被申立人は、社長の多忙や私用を理由とするなどして申立人らの団体交渉の開催要求を拒んではならない。
- 2 被申立人は、基本給の改訂を含む賃金体系の改訂問題など、申立人らが協議を求める議題に関し、回答の具体的理由及び根拠となる財務資料を示すなどして、申立人らと誠実に団体交渉をしなければならない。
- 3 被申立人は、本命令書（写）受領後速やかに、下記の文章を申立人らに手交するとともに、同文章を縦1メートル、横1.5メートル大の白紙に明瞭に記載して、被申

立人の本社及び成田支店、セントレア支店、関西空港支店、福岡支店の各玄関口付近の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

平成 年 月 日

自交総連なら合同労組

執行委員長 X 1 殿

自交総連・富士運輸分会

分会長 X 2 殿

富士運輸株式会社

代表取締役 Y 1

当社が、自交総連なら合同労組及び自交総連・富士運輸分会から平成21年3月30日以降、団体交渉の申し入れを受けていたにもかかわらず、これに対し誠実に団体交渉を行わなかったことが、奈良県労働委員会において、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにします。

4 申立人らのその余の申立てを棄却する。

理 由

## 第1 事案の概要及び請求する救済の内容

### 1 事案の概要

被申立人富士運輸株式会社（以下「被申立人」もしくは「会社」という。）は、一般区域貨物自動車運送業を目的とする会社である。

申立人自交総連・富士運輸分会（以下「分会」という。）は、会社の従業員によって結成された労働組合であり、上部団体は申立人自交総連なら合同労組（以下「本部」

という。分会と本部をあわせて「申立人ら」という。)である。

分会組合員と被申立人との間で、係争中の未払時間外・深夜・休日割増賃金請求訴訟(奈良地裁 平成19年(ワ)第858号)が、平成21年(以下、年については、平成21年である限り、記載を省略する。)3月27日に、奈良地方裁判所において和解(以下「本件和解」という。)が成立したことから、申立人らは3月30日に、分会組合員らの賃金回復要求問題などについて、団体交渉を申し入れた。

しかし、会社はなかなか団体交渉に応じようとせず、また、団体交渉が開催されても、会社は「出来ない。」との回答を繰り返した。その結果、分会の組合員らの賃金回復要求問題などについての交渉はまったく進まず、棚上げになっていた。

会社は、申立人らとの団体交渉に応じないまま、富士運輸労働組合(以下「別組合」という。)との合意に基づき、平成21年の夏季一時金を分会所属の組合員らに支給し、8月23日以降は、申立人らとの団体交渉に応じないまま、運行勤務手当の変更を行った。

そのため申立人らは、これらの会社の対応は、労働組合法(以下「労組法」という。)第7条第2号に該当する不当労働行為であり、また、申立人らとの団体交渉を拒否する一方、会社が別組合との団体交渉を開催しているのは、組合間差別による不利益取扱いで、労組法第7条第3号に該当する不当労働行為であるとして、11月19日に本件申立てを行った。

## 2 請求する救済の内容

- (1) 被申立人は、申立人自交総連・富士運輸分会に所属する組合員に対し、1乗務あたりの運行勤務手当を大型車については4000円を5000円に、中型車については3000円を4000円にそれぞれ戻すとともに、平成21年10月分以降の賃金減額分を各組合員に対して支給しなければならない。
- (2) 被申立人は、社長の多忙や私用を理由にするなどして申立人らの団体交渉の開催要求を拒んではならない。
- (3) 被申立人は、基本給の改訂を含む賃金体系の改訂問題、運行コースの変更に伴う賃金低下分の補償要求問題、並びに、X3 組合員、X4 組合員及びX5 組合員の賃金回復要求問題に関する申立人らの要求について、回答の具体的理由及び根拠となる財務資料を示すなどして、誠実に団体交渉に応じなければならない。

- (4) 被申立人は、本命令受領の日から5日以内に、前記各項についての謝罪文を申立人らに手交するとともに、同謝罪文を1メートル×2メートル大の白紙一杯に、楷書で明瞭に墨書して、被申立人の本社および各営業所玄関口付近の従業員の見やすい場所に1か月間掲示しなければならない。

## 第2 争点

- 1 3月30日以降の申立人らの団体交渉の申し入れに対する被申立人の対応は、誠実なものとはいえ、労組法第7条第2号の団体交渉拒否に該当し、また、運行勤務手当を一方的に減額し組合員の賃金を切り下げたことは、同条第3号の支配介入に該当するか。
- 2 被申立人が、申立人らとの団体交渉を拒否し、別組合との団体交渉を開催したのは、組合間の差別であり、労組法第7条第3号の支配介入に該当するか。

## 第3 当事者の主張の要旨

- 1 3月30日以降の申立人らの団体交渉の申し入れに対する被申立人の対応は、誠実なものとはいえ、労組法第7条第2号の団体交渉拒否に該当し、また、運行勤務手当を一方的に減額し組合員の賃金を切り下げたことは、同条第3号の支配介入に該当するか。

### ア 申立人らの主張

(ア) 申立人らは、本件和解で定められた団体交渉の日程調整のルールに基づき、会社に団体交渉を申し入れたが、会社は本件和解の合意内容を無視し続けた。

会社は一貫して団体交渉の開催を遅延させるとともに、ようやく団体交渉の場がもたれても、申立人らに対して会社の主張を一方的に押しつけるばかりであった。

そもそも団体交渉は、「労働者の待遇、労使関係上のルール等について合意を達成することを主目的として交渉を行うものであることから、団体交渉に当たっては、使用者には、労働組合の要求や主張に対する回答の根拠や自己の主張の根拠を具体的に説明したり、それらについて論拠を示した資料を提示す

るなど、誠実な対応を通じて合意達成に向けて努力する義務がある。」のである。

(イ) 申立人らが、本件和解直後の3月30日に、会社に対して要求書を交付して、X3組合員の賃金減少についての復元的措置(以下、要求書の見出し符号に合わせて「(C)」という。)、X4組合員の基本給の原状回復と賃金減額分の返還(以下、同「(D)」という。)、X5組合員の歩合給支給に関する賃金減少分の返還(以下、同「(E)」という。)、及び、X4・X3組合員の平成20年夏季一時金の一方的減額についての減額分の返還(以下、同「(F)」という。)などについて団体交渉を要求した。

しかるに、会社は、本件和解において定められたルールを破り、申立人がまったく希望していない日時を一方的に指定するなど約束を反故にしたうえ、ようやく開催された4月18日の団体交渉において、会社は「出来ない。」との回答をして、申立人らに団体交渉における協議の余地さえ認めなかった。

その後も、申立人らは、会社に対し、これらの要求事項について団体交渉の開催を要求したが、会社の対応は変わらなかったため、団体交渉をすることができず、X3組合員、X4組合員、X5組合員ら分会の組合員らの賃金回復要求問題についての交渉はまったく進まないまま、棚上げになってしまっている。

(ウ) 会社は、申立人らとの団体交渉に応じないまま、一方的に21年の夏季一時金を分会所属の組合員らに支給した。夏季一時金は、労働者の収入の重要な部分を占め、義務的団交事項であって、社会通念上も団体交渉の主要議題の一つであることは明白であり、申立人らが交渉を求めていた事項であったにもかかわらず、会社は一切の交渉を拒否して支給を強行したものである。会社のかかる行為は、夏季一時金に関する団体交渉を実質的に無意味なものとすることで、申立人らに団体交渉要求を断念させることを目的としたものであって、極めて不誠実な態度であり、悪質な団体交渉拒否である。

(エ) 申立人らが団体交渉を要求し続けたことから、ようやく7月11日に団体交

渉が開催されたが、「団体交渉には運行管理責任者」等を出席させるよう要求していたにもかかわらず、被申立人は、事前の連絡なく運行管理責任者を出席させなかった。

また、申立人らが、本件和解の和解条項第2項記載の賃金体系の改訂問題について被申立人の考え方を明らかにすること、被申立人がX4組合員の基本給を昇給しなかった理由を明らかにすることなどを求めたのに対して、被申立人は、「7月24日までに書面で明らかにする。」と回答し、この回答に基づき、被申立人は、団体交渉での約束より1日遅れの7月25日付けで、分会に対して回答書を交付した。しかし、この回答書の中では、新賃金体系をどうするのかについては「今後の団体交渉にて協議したいと考えています。」などと回答して約束を反故にした。

(オ) 会社は、申立人らが何度も繰り返し団体交渉の開催を要求したにもかかわらず、8月23日以降、何らの合理的理由もないのに、申立人との団体交渉に一度も応じていない。

会社は、本件和解において、「労働時間管理方法及び賃金体系の改訂の問題」(第2項)、「乗務員の運行業務の始業時刻及び終業時刻の特定方法の問題」(第3項)などについて誠実に協議をすると約束しておきながら、これを反故にして団体交渉に応じていないし、申立人らのその他の要求事項を含む団体交渉開催要求に対しても、誠実にこれに応じることなく、団体交渉を拒絶し続けている。

したがって、本件和解成立後の会社と申立人らとの団体交渉をめぐる一連の経緯は、会社の団体交渉拒否に該当する。

(カ) そして、会社は、10月1日より、1乗務あたりの運行勤務手当を、大型車について5000円から4000円に、中型車について4000円から3000円に、それぞれ引き下げを一方的に強行した。

すなわち、会社は、本件和解において、「運行勤務手当」について、「現行通り、1乗務につき、大型車の場合は5000円、中型車の場合は4000円の運行勤務手当を支給するものとする。」との「分会の要求事項を真摯

に受け止め、会社と分会は、労働時間管理方法及び賃金体系の改訂問題について誠実に協議する。」ことを約束したにもかかわらず、かかる約束を反故にし、分会と団体交渉での協議を一切しないまま、一方的に運行勤務手当の切り下げを強行した。

かかる賃下げの強行は、団体交渉拒否の不当労働行為に該当するだけでなく、分会組合員らに無力感等を与えて組合弱体化を図る支配介入に該当する。

かかる運行勤務手当の切り下げにより、分会組合員の中には、10月1日以降、1か月あたり3万円くらい賃金を減額されている者もいる。

## イ 被申立人の主張

(ア) 申立人らが3月30日付けで行った要求書記載の要求は、事実と異なる事情を基礎として被申立人に対して要求を突きつけたものであるから、協議の余地を「認めなかった。」のではなく、協議の余地がそもそも「ない。」のである。

すなわち、(C)については、コース変更による賃金減少であるから、賃金の補填の対象になるものではなく、他の従業員も同様の扱いになっている。

次に(D)については、X4氏は本人の不祥事のために昇給しなかっただけであり、賃金の減額ではない。

(E)についても、X5氏の手当は契約料金に連動するものなので、契約料金が下がった以上は手当が下がるのもやむを得ない。

(F)についても、本人の事情で欠勤した従業員を欠勤せずに会社に貢献した従業員と同じ扱いすることなど、到底できるものではない。

よって、上記(C)乃至(F)の事項については、被申立人もこれまでに何度も申立人らに理由を説明しているが、そもそも交渉の余地は無いのである。

(イ) 被申立人は、申立人らに対する対応が不十分な点があったのは否定しない。

しかし、被申立人も、申立人らとの団体交渉をできるだけ実施するように努力はしていたものである。

ただ、西武運輸株式会社の西濃運輸株式会社による子会社化という非常事態に直面し、全従業員が路頭に迷わないように最大限の営業努力をしなければならなかった被申立人の現状についても理解を求めたい。

このように、被申立人が申立人らの団体交渉に応じられなかったことにはやむを得ない事情があったから、被申立人の行為は団体交渉拒否にはあたらない。

(ウ) また、運行勤務手当の金額は、もともと「大型車5000円、中型車4000円」等というように決まっているものではなく、当該運行便の運賃によって決定されるものであり、運賃額に連動して増減することは、申立人らも知っているはずである。

そして、西武運輸株式会社から受託している運行業務契約については、大幅に減少しただけでなく、残存した契約も運賃を下げられた。そのため、かかる運賃を減額させられたコースの従業員の運行勤務手当については、1000円減額した。

減額したとしても、おおよそ24日分の24,000円程度のはずである。

なお、運行勤務手当については、運賃が下がったコースを走っている全従業員が減額されているのであり、申立人分会の組合員らのみではない。担当する運行便の運賃が変わらなかった従業員は、運行勤務手当も減額していない。

よって、被申立人は何ら申立人らを差別していないから、支配介入にはあたらない。

## 2 被申立人が、申立人らとの団体交渉を拒否し別組合との団体交渉を開催したのは、組合間の差別であり、労組法第7条第3号の支配介入に該当するか。

### ア 申立人らの主張

分会結成以降の経緯に照らせば、本件和解以降の会社の団体交渉拒否は、申立人ら組合員に、本件和解に対する失望感と申立人らに対する不信感を植え付けることで、申立人らの労働組合としての機能を喪失ないし弱体化させる効果を有するものであることは明白である。

また、申立人らとの団体交渉を拒否し、本件和解に定められた代替の候補日の提案すらしない一方、会社は別組合との団体交渉を開催しているのであるから、これが組合間差別による不利益取扱いとして支配介入に該当することは明白である。

会社のこれら団体交渉拒否及び別組合との差別的な取扱いは、本件和解を契機に団体交渉を正常化させ、長年懸案となっていた賃金の改訂問題を解決に向けて前進させようという申立人らの意欲に水を差し、労働組合活動について「無力感」を与えるとともに、申立人らに労働組合活動の成果をあげさせないことによって、組織拡大を阻止し、あわよくば分会を解体に追い込むことを意図したものであり、これまでの経緯によれば、会社が申立人らを嫌悪し敵視していることは明らかであり、不当労働行為意思の存在は疑う余地がない。

したがって、会社の団体交渉拒否や差別的取扱いは、申立人らに対する支配介入に該当する。

## イ 被申立人の主張

被申立人は、申立人らとの団体交渉が行えない状態で、別組合と団体交渉を行ったことはある。

しかし、それは、別組合が被申立人代表者の予定に合わせて団体交渉日時を決定したため、比較的スムーズに団体交渉の日程を組むことができたために過ぎない。

夏期賞与については、確かに申立人らとの団体交渉前に支給しているが、別組合の組合員に対して夏期賞与を支給するのに申立人らの組合員だけ団体交渉ができていないことを理由に支給しなければ、その方が遙かに不当な差別になり得る。

よって、被申立人は何ら申立人らを差別していないから、支配介入にはあたらない。

## 第4 判 断

### 1 認定した事実

#### (1) 当事者等

ア 被申立人富士運輸株式会社は、昭和53年4月25日に設立された株式会社で、肩書地に本社を置き、一般区域貨物自動車運送業を営んでいる。従業員数は540名である（第1回調査時）。

イ 申立人組合自交総連なら合同労組は、昭和53年12月18日に設立された労働

組合であり、全国自動車交通労働組合総連合会を上部団体とし、肩書地に事務所を置いている。組合員数は300名である（第1回調査時）。

ウ 申立人組合自交総連・富士運輸分会は、平成8年4月28日に設立された労働組合であり、自交総連なら合同労組を上部団体とし、肩書地に事務所を置き、組合員数は9名である（第1回調査時）。

エ 会社には、被申立人の従業員によって組織された富士運輸労働組合が別に存在し、組合員数は338名である（第3回審問時）。

## （2）経過

ア 3月27日の和解

分会に所属する組合員らが提起した未払時間外・深夜・休日割増賃金請求訴訟（奈良地裁平成19年（ワ）第858号）は、3月27日に訴訟上の和解が成立して終了した。

申立人らと会社は、本件和解において、組合員らが請求した未払時間外・深夜・休日割増賃金についてだけでなく、団体交渉についてのルールについても合意された。主な合意内容は、以下のとおりである。

1. 被告（会社のこと。以下同じ。）は、原告ら（組合員らのこと。以下同じ。）を含む乗務員の労働時間の適切な管理に努め、原告ら及び利害関係人（分会のこと。以下同じ。）は、これに協力する。
2. 被告は、利害関係人の別紙要求事項(省略)を真摯に受け止め、被告と利害関係人は、労働時間管理方法及び賃金体系の改訂の問題について誠実に協議する。
3. 被告は、利害関係人の別紙提案(省略)を真摯に受け止め、被告と利害関係人は、乗務員の運行業務の始業時刻及び終業時刻の特定方法について誠実に協議する。
4. 原告ら及び利害関係人と被告は、次の手続により団体交渉日時を調整することを合意する。
  - (1) 利害関係人が被告に対して団体交渉を申し入れる際は、火曜日午後0時まで（以下「申入れ期限」という。）にこれを行う。その際、利害関係人は、団体交渉を希望する日時について、下記①ないし③の時間区分に希望順位を付す方法によりこれを明らかにする。

**【時間区分】**

- ①申入れ期限から11日目の翌週土曜日午後（午後1時から午後6時まで）
- ②申入れ期限から12日目の翌週日曜日午前（午前10時から午後0時まで）
- ③申入れ期限から12日目の翌週日曜日午後（午後1時から午後6時まで）

(2) 被告は、利害関係人の時間区分の希望を尊重し、申入れ期限と同じ週の土曜日午後0時まで（以下「回答期限」という。）に、利害関係人に対し、団体交渉応諾日時を通知する。ただし、被告において上記希望に応じられない特段の事情がある場合には、利害関係人に対し、回答期限までに当該事情を明示の上、団体交渉候補日時を3つ提示する。

**【甲14、第1回審問4～5頁、第5回審問41頁】**

イ 3月30日付け団体交渉申し入れ

(ア) 申立人らは、本件和解成立直後の3月30日に、会社に対して、要求書により、「X3組合員の一方的コース変更に伴い発生した賃金減少（1か月で約3万円）について復元措置を早急に講じること。」、「X4組合員の基本給引き下げ（月額1000円）を中止し、原状回復したうえで、引き下げにより生じた賃金減を返還すること」、「X5組合員に対し昨年3月から、一方的に消費税分5%を運賃から差し引いたうえで歩合給を支給している。これに伴う賃金減少分を返還すること」、「X4・X3組合員が、平成20年夏季一時金起算日に欠勤したとの理由で、一方的に一時金を減額している。この減額分を返還すること」を含む団体交渉を要求した。

さらに、「和解時の要求事項」記載の基本給の引き上げ、運行勤務手当の据え置き、割増賃金の基礎となる賃金に有給休暇手当を含めつつ運行勤務手当は含めないことを求めるとともに、「和解時の提案事項」記載の運行業務の始業時刻及び終業時刻の特定方法について提案をした。

また、団体交渉の希望日時を、第1希望日時を4月12日（日曜日）の午後2時～4時、第2希望日時を4月12日（日曜日）の午後4時～6時、第3希望日時を4月11日（土曜日）の午後2時～4時として提案した。

**【甲15、第1回審問5頁、8頁、37頁、第2回審問2頁、4頁、6頁、56頁、第3回審問4頁、9頁、14頁、第4回審問9頁、第5回審問21頁、3**

9頁】

(イ) 申立人らの申し入れに対して、会社は、4月4日付で、Y1社長が4月12日午前11時から法事があるため、団体交渉日時を4月12日の午前9時から10時30分までの1時間30分を指定して分会に通知した。

【甲16、第1回審問5～6頁、第3回審問4～5頁、第4回審問10頁】

(ウ) 申立人らは、分会の組合員らの運行乗務のスケジュール上、4月12日の午前9時からの団体交渉に出席することは困難であったことから、同月8日頃、会社からの回答に対して、出席不能と回答した。

【申立書13頁、第1回審問5～6頁】

(エ) 会社は、4月10日に、同月18日（土曜日）の午前中を回答した。

【甲17、第1回審問7頁、第3回審問5～6頁、第4回審問12～13頁】

(オ) 申立人らは、分会の組合員らの運行乗務のスケジュール上、4月18日の午前中の団体交渉に出席することは困難であったことから、出席不能と回答した。

【申立書14頁】

(カ) 会社は、4月14日付けで、分会に対して、同月18日の午後1時から団体交渉を行うことを回答し、申立人らがこれに応じたことから、団体交渉が開催された。

【甲18、第4回審問13～14頁】

(キ) 会社は、団体交渉において、申立人らの要求事項のうち、「年末一時金仮払い後も、組合要求について誠実に検討し、協議を継続すること。」については「協議する。」と回答をしたものの、それ以外の要求事項については、すべて「出来ない。」と回答した。

【甲19、第1回審問27頁、38頁、44頁、第2回審問18～19頁、49頁、第5回審問22頁】

ウ 5月18日付け団体交渉申し入れ

(ア) 申立人らは、5月18日に、会社に対して、同月31日の午後2時から4月18日の団体交渉を継続して行うよう申し入れるとともに、申入書において、会社が「和解条項第4項を無視した時間帯に開催時間を変更する回答書を、悪びれることなく提出してきた。」こと、「和解条項を遵守すると約束し締結しておいて、その後の初めての団体交渉で、『賃金改定するつもりはない』と、和解条項を無視し反故にする。この驚くべき社長の行為は、当組合を軽んじ、挑発するだけではなく、和解締結にご尽力して頂いた裁判官をも軽んじ、この国の司法そのものに異議を唱え挑戦する行為です。」と、会社の対応に抗議をした。

【甲21、第1回審問9頁、第4回審問14頁】

(イ) 会社は、5月23日付けで、分会に対して、6月6日の午前10時から団体交渉を行うことを回答した。

【甲22、第1回審問9頁、第4回審問14頁】

(ウ) 申立人らは、5月27日に、「抗議と申入れ」で、会社の回答に抗議するとともに、会社に対して、同月31日に団体交渉に応じることができない特段の事情がある場合は、「特段の事情」と「団体交渉候補日時を3つ」を書面で提示するよう要求した。

【甲23、第1回審問9頁、第4回審問15頁】

(エ) 会社は、5月27日付けの書面による回答の中で、同月31日の午後2時には社長の私用があるため開催が困難であることを理由に、6月6日の午後1時を団体交渉の日時として回答した。

【甲24、第1回審問9～10頁、第4回審問16頁】

(オ) 申立人らは、5月29日に、「抗議と申入れ」で、会社の回答に団交遅延の特段の事情が記載されておらず、団交候補日程は3つと和解条項で決められているにもかかわらず1つしか書かれていないことに抗議するとともに、会社に対して、「特段の事情」がないのであれば、同月30日または31日に団体交渉を行うよ

う申し入れた。

【甲 25, 第1回審問10・11頁】

(カ) 会社は、5月29日付けの書面による回答の中で、31日の午後の都合が悪い理由については、「以前より大切な予定があり変更出来ませんでした」として、6月6日の午後1時を団体交渉の日時として回答した。

【甲 26, 第1回審問10頁】

(キ) 会社は、5月31日に、別組合とは団体交渉を行い、夏季一時金等について協議した。

(ク) 申立人らは、6月3日に、会社に対して、会社の対応は当組合を軽視すると同時に、裁判所の和解条項の「形骸化」を狙う悪質なものであり、この間の会社による時間的浪費は、明白な労働法規定の不当労働行為に該当するとして抗議するとともに、速やかに「団体交渉候補日時を3つ提示」することを要求した。

【甲 27, 第1回審問10頁】

(ケ) 会社は、6月4日付けの書面による回答の中で、「和解において当社から3つの日程を提示という和解条項になっていません」として、6月6日の午後1時から6時までの間の2時間を団体交渉の日時として回答した。

【甲 28, 第1回審問10～11頁】

(コ) 申立人らは、日程の調整ができず、会社と団体交渉を行うことができなかった。

【申立書18頁】

(サ) 会社は、6月13日に、分会に対して、夏期賞与（夏季一時金）の支給についての別組合との交渉の「結果」を通知した。

【甲 29】

エ 6月22日付け団体交渉申し入れ

(ア) 申立人らは、6月22日付けで、会社が5月31日に申立人らとの団体交渉を拒否しておきながら、別組合と同日に団体交渉を行ったことや、別組合と締結した夏季一時金の額を当組合に一方的に支払うことなどについて抗議するとともに、7月5日の午後2時から団体交渉を行うよう申し入れた。

【甲30、第1回審問11～12頁、第4回審問17～18頁】

(イ) 会社は、6月29日に、分会に対して、申立人らが申し入れた7月5日午後2時からの開始を1時間早い午後1時から団体交渉を行うことを回答した。

【甲31、第1回審問12頁、第4回審問17～18頁】

(ウ) 申立人らは、6月29日付けで、会社に対して、第1希望を7月12日午後2時から、第2希望を7月12日午前10時から、第3希望を7月11日午後2時からとして、あらためて団体交渉を申し入れた。

【甲32、第1回審問12頁】

(エ) 会社は、6月30日付けで、7月11日の午後2時から団体交渉に応じると回答したことから、7月11日に団体交渉を開催することになった。

【甲33、第3回審問6頁、第4回審問18頁】

(オ) 7月11日、団体交渉を行ったが、申立人らが「団体交渉には運行管理責任者」等を出席させるよう要求していたにもかかわらず、会社は事前の連絡なく運行管理責任者を出席させなかった。

申立人らは、会社に対して、本件和解の和解条項第2項記載の賃金体系の改訂問題について会社の考え方を明らかにすること、会社がX4組合員の基本給を昇給しなかった理由を明らかにすることなどを求めた。

これに対して、会社は、いずれも書面で明らかにすると回答した。

【第1回審問48～49頁】

(カ) 会社は、7月25日付けで、分会に対して「回答書」を交付したが、この回答書の中では、新賃金体系をどうするのかについては「今後の団体交渉にて協議し

たいと考えています。」と回答した。

【甲34、第1回審問49頁、第3回審問6頁、第4回審問25頁】

オ 7月27日付け団体交渉申し入れ

(ア) 会社が、団体交渉において、賃金体系の改訂問題についての会社の考え方を書面で明らかにすると回答しておきながら、7月25日付けの回答書においては、「今後の団体交渉にて協議したいと考えています。」と回答したことについて、申立人らは、7月27日付けで、このような会社の対応は引き延ばしであって「労働組合を嘲弄する対応」と言うほかないと抗議するとともに、第1希望を8月9日の午後1時から、第2希望を同日の午前10時から、第3希望を8月8日の午後1時30分からとして、団体交渉の開催を申し入れた。

【甲35、第1回審問49頁】

(イ) 会社は、7月31日に、「3つの全ての希望日は、私（Y1社長のこと。以下同じ。）の私用で家族旅行の日となっていますので、団体交渉に参加出来ません。翌週の土、日はお盆休みになりますので、改めて貴組合との調整をお願いしたいと思っておりますので、代わりの日の申し入れをお願いします。」と回答した。

【甲36】

(ウ) 申立人らは、8月10日付けで、会社の7月31日の回答は不誠実であると抗議するとともに、第1希望を8月23日（日曜日）の午後1時30分から、第2希望を同日の午前10時から、第3希望を8月22日（土曜日）の午後1時30分からとして、団体交渉の開催を申し入れた。

【甲56、第1回審問46頁】

(エ) 会社は、8月15日付けで、8月22日の午後1時30分から団体交渉を行うことを回答した。

【甲57】

(オ) 申立人らは、8月21日に、会社が回答のなかで、第1希望、第2希望の日に

開催できない理由を何も示さず「成田の行事のため」と説明にもなっていない理由で第3希望日としたことについて、この日に団体交渉を開催する場合、当組合の役員の多くは仕事と重なるので、団体交渉に出席できるよう勤務と賃金の配慮をするよう申し入れてきたのにその配慮がないので、組合役員は出席できませんとして抗議するとともに、あらためて第1希望を8月30日（日曜日）午後1時30分から、第2希望を同日午前10時から、第3希望を8月29日（土曜日）午後1時30分からとして、団体交渉を申し入れた。

【甲58、第1回審問50頁】

(カ) 会社は、8月22日付で、8月23日（日曜日）の午後1時から団体交渉を行うことを回答した。

【甲37】

(キ) 8月23日午前、会社は、従業員を対象に西武運輸の減便についての説明会を開催した。分会組合員は、午後の団体交渉のなかで説明するとして対象外だった（一部の組合員は参加）。

【第1回審問50～51頁、第3回審問8～9頁】

(ク) 8月23日午後、団体交渉が行われた。その内容は、会社が西武運輸の入札に失敗したことで、その原因や今後の仕事はどうなるかの議論に終始した。

【甲1、第1回審問50～52頁、第3回審問8～9頁】

カ 8月23日以降の経過

(ア) 会社は、8月25日付で、分会に対し、「西武運輸と当社との契約便の大半が解除になるという結果、8月29日の運行をもって終了となること、今後の業務については、皆さんの希望する業務を個々にお聞きし運行への割り当てを行いたい。」旨を記載した「運行内容変更のお知らせ」を提出した。

【甲59】

(イ) 会社は、8月27日付けの通知書で、8月23日の西武運輸の減便に対する説

明会の席上、分会長が申し入れた8月30日午後の団体交渉については、当社の代表並びに管理職は他の業務があり、団体交渉は不可能と回答した。

【甲60】

(ウ) 会社は、9月6日に別組合と団体交渉を行う。

【第5回審問31頁】

(エ) 申立人らは、9月14日付けで、会社が西武運輸の業務を落札できなかったことについては従業員に責任はないので、不利益を従業員に転嫁するのは不当であるとして、会社に対して、①コース変更による賃金低下分については、平均賃金(過去3か月分の平均)を保障すること、②フリーの仕事については、透明性を高め(フリーの仕事の公表)、公平性を確保し、平等配車を行うこと、③会社は定期便を確保するため最大限の営業努力を行い、定期便を確保できた場合は、逐一これを公表することなどを要求した。

そして申立人らは、会社が緊急事態にあることは労使共通の認識であるとして、裁判所の和解条項で定めた団交ルールは当面棚上げとし、①9月20日の午後2時から団体交渉を行うこと、②非常時に対応するため、当分の間、団体交渉を毎週開催することを要求した。

【甲38、第1回審問12～13頁、52頁、第4回審問19頁、第5回審問32頁】

(オ) 申立人らは、9月30日付けの「抗議と団体交渉開催要求書」で、会社の対応について、「団体交渉に応じられない場合は、その理由を書面で回答するようにと、これまで繰り返し求めているにもかかわらず、書面どころか応否の連絡すら行なわず、組合の要求を完全に無視する今回の貴社の対応は到底許しがたく、強く抗議するものであります。業務量激減により、運行コース変更や賃金の低下など、従業員に容赦なく不利益が転嫁されている現状では、労使の交渉事項が多くなることは当然であり、貴社の誠実な対応が求められているところです。」と述べて抗議し、10月4日(日)の午後2時から団体交渉を行うよう求めた。

【甲39、第1回審問14頁、第4回審問19頁】

(カ) 会社は、10月1日より、1乗務あたりの運行勤務手当の変更を実施した。

【申立書24頁】

(キ) 運行勤務手当の変更の結果、翌月から多くの分会組合員の賃金が減額となった。

しかし、会社から提出があった給与対比表によれば、分会組合員だけでなく、運賃が下がったコースを担当している全従業員が減額となった。

【乙22、第3回審問20～21頁、第4回審問57～60頁】

(ク) 申立人らは、10月5日に、「再抗議と団体交渉開催要求書」で、会社から「要求書」と「抗議と団体交渉開催要求書」のいずれについても回答がないことについて抗議するとともに、第1希望を10月18日午後2時、第2希望を同日午前10時として、団体交渉の開催を申し入れた。

【甲40、第1回審問14頁、29頁、第4回審問20頁】

(ケ) 会社は、10月1日付けの「団体交渉についての解答」で、「貴組合より申し入れのあった10月4日は、私の予定が詰まっております、調整が出来ませんでした。

よって他の日で調整しましたが、10月9日、10日も予定で詰まっております、さらにその翌週も、当社が加盟している組合の旅行の予定となっているために不在となっております。10月4日、9日、10日、17日、18日と私の予定の調整が出来ませんので、さらに先の日程にするか、私以外の管理職との話し合いでいいのであれば再度調整致します。」などと回答した。

【甲41、第1回審問14頁、29頁、第4回審問20頁】

(コ) さらに、会社は、10月5日付けで、「25日も法事やその他の予定で詰まっております。もう一度貴組合より日程や時間の要望の申し入れをお願いします。年末まで私の予定がかなり詰まっておりますので、私以外の管理職との交渉でも可能であれば、合わせて申し入れをお願いします。」と回答した。

【甲42、第1回審問14頁、第4回審問20頁】

(サ) 申立人らは、10月13日に、同月18日午後2時から団体交渉を行うよう申

し入れた。

【甲43、第1回審問14～15頁、29頁、第4回審問20頁】

(シ) 会社は、10月19日付けの「ご通知」で、10月末～11月上旬で、分会の都合の良い日程を5つから6つ検討し、再度団体交渉を申し入れるよう求めた。

【甲44、第1回審問15頁】

(ス) 申立人らは、11月7日付け「申入書」で、会社に対して、「この間貴社は、和解条項の『団体交渉日時の調整手続』の取り決めをことごとく無視しており、猛省を求めるところであります。」として、和解条項に則り「3つの団体交渉日時」を提示するよう求めた。

【甲45、第1回審問15頁、43頁】

(セ) 会社は、11月13日付けで、開催可能日として11月29日の午後1時30分から2時間の団体交渉を行うことを回答した。

【甲46】

(ソ) 申立人らは、11月19日付けで不当労働行為救済申立てを行った。

## 2 争点に対する判断

(1) 3月30日以降の申立人らの団体交渉の申し入れに対する被申立人の対応は、誠実なものとはいえ、労組法第7条第2号の団体交渉拒否に該当し、また、運行勤務手当を一方向的に減額し組合員の賃金を切り下げたことは、同条第3号の支配介入に該当するか。

ア 申立人らは、前記第4、1、(2)イ乃至カで認定しているように、本件和解成立直後の3月30日に、本件和解条項に定められた団体交渉の日程調整方法(前記第4、1、(2)ア、4(1))に基づき、会社に対し、分会組合員らの賃金回復問題などの懸案事項を要求項目とした団体交渉を要求し、その後も、5月18日、同27日、同29日、6月3日、同22日、同29日、7月27

日、8月10日、同21日、9月14日、同30日、10月5日、同13日、11月7日に、それぞれ会社に対し団体交渉を申し入れた。

しかし、会社は、申立人らの求めた期日に応じられない旨を書面で回答した中で、申立人らが申し入れた日時以外の日時を1つだけ指定したり（前記第4、1、(2)イ(イ)、エ(エ)、オ(エ)）、また、申立人らが要求する日時に開催できない理由として、「私用があるため」（同ウ(エ)）、「以前より大切な予定があり、変更できませんでした」（同(カ)）などと特段の事情を明らかにしなかったり、家族旅行（同オ(イ)）や会社が所属している組合の旅行（同カ(ケ)）など正当な理由とは言い難い理由を挙げて、団体交渉に応じようとはしなかった。

このような会社の対応は、本件和解において、「被告は、利害関係人の時間区分の希望を尊重し、申入れ期限と同じ週の土曜日午後0時まで（以下「回答期限」という。）に、利害関係人に対し、団体交渉応諾日時を通知する。ただし、被告において上記希望に応じられない特段の事情がある場合には、利害関係人に対し、回答期限までに当該事情を明示の上、団体交渉候補日時を3つ提示する。」と合意した団体交渉の日程調整方法（前記第4、1、(2)ア、4(2)）に明らかに違反するものである。

また、そもそも、使用者は、労働組合から団体交渉の申し入れがあったときは、正当な理由がない限りそれを拒んではならず、組合に対して誠意のある団体交渉を行う義務を負っており、求められた交渉期日に対応できない場合は、一定期間内に団体交渉を行うよう努める義務がある。

しかるに、会社は、上述の対応に加え、8月23日の団体交渉以降、申立人らが、9月14日、同30日、10月5日、同13日、11月7日に団体交渉を申し入れたにもかかわらず、「調整がつかないので、もう一度貴組合より日程や時間の要望の申し入れをお願いします」と回答（前記第4、1、(2)カ(ケ)及び(コ)）したり、回答期限後に回答（同カ(シ)）したりするなど

して、一度も団体交渉に応じていない。

以上のことから、被申立人は、申立人が求める団体交渉について誠実に対応したとは認められず、被申立人の行為は、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為である、と判断する。

イ 次に、運行勤務手当を一方的に減額し組合員の賃金を切り下げたことが、労組法第7条第3号の支配介入に該当するかについて検討する。

10月1日からの運行勤務手当の変更により、分会組合員の相当数に経済的不利益が生じたことが認められる（前記第4、1、（2）カ（キ））。しかし、分会組合員だけでなく、別組合の組合員やいずれの組合にも所属していない従業員らも運行勤務手当が減額されており（同上）、審問全体を通じて、分会組合員らが特に不利益を受けたという事実は明らかにされていない。

このように、分会組合員らだけでなく、別組合の組合員やいずれの組合にも所属していない従業員らも運行勤務手当の変更により経済的不利益を受けていることから、会社が運行勤務手当を変更し、その結果、分会組合員の相当数が経済的不利益を受けたことだけでは、分会組合員に対する不利益取扱いがあったとはいえ、したがって、それ自体としては、労組法第7条第3号の支配介入に当たるということとはできない。

ウ なお、申立人らは、運行勤務手当の減額だけでなく、被申立人が申立人らと団体交渉を行うことなく一方的に運行勤務手当を変更したことについても、労組法第7条第3号の支配介入に該当すると主張しているため、その点については、以下の争点（2）に関する判断のなかで検討する。

**（2）被申立人が、申立人らとの団体交渉を拒否し、別組合との団体交渉を開催したのは、組合間の差別であり、労組法第7条第3号の支配介入に該当するか。**

被申立人は、5月31日及び9月6日に別組合と団体交渉を行い（前記第4、

1 (2) ウ (キ) 、同カ (ウ) ) 、その団体交渉の結果に基づき、分会組合員に対して、夏季賞与 (夏季一時金) の支給を通知し (同ウ (サ) ) 、運行勤務手当の変更を実施している (同カ (カ) ) 。このように、申立人らとの団体交渉を拒否する一方で、別組合との間で団体交渉を行い、その結果に基づいて、分会組合員に対し夏季賞与 (夏季一時金) を支給し、運行勤務手当の変更を実施することが、労組法7条3号の支配介入に該当するかについて検討する。

本件和解の成立後、申立人らが団体交渉を求めた3月30日から、運行勤務手当の変更が実施された10月1日までの団体交渉の回数をみると、前記第4、1(2)の経過で認定しているように、申立人らとは、4月18日、7月11日、8月23日の3回、別組合とは、5月31日、9月6日の2回、開催されている。したがって、団体交渉の開催回数だけをみると、組合間の差別がないといえる。しかし、団体交渉の回数は当該組合が使用者との間で抱える懸案の多寡により当然異なるのであって、申立人らはまさに被申立人との間で基本給の改訂を含む賃金体系の改訂問題等多数の懸案事項を抱えていたのであるから、別組合より数多くの団体交渉を求めるのは当然であるといえる。

しかるに、被申立人は、前記第4、1(2)で認定したように、3月30日以降、申立人らの再三の団体交渉の申し入れに対して、わずか3回しか団体交渉を行わず、しかも、その団体交渉の内容も、例えば4月18日の団体交渉では、申立人らの要求事項のうち、「年末一時金仮払い後も、組合要求について誠実に検討し、協議を継続する。」と回答したものの、それ以外の要求事項については、すべて「出来ない。」と回答するに止まっており (前記第4、1(2)イ(キ))、誠実に対応しているとは認め難い。

この点について、被申立人は、別組合とは被申立人代表者の予定に合わせて団体交渉日時を決定しているため、比較的スムーズに団体交渉の日程を組むことができたと主張するが、申立人らも、本件和解条項に定められた団体交渉の日程調整方法に基づき、団体交渉候補期日を3つ挙げて要求しており、被申立人にとって、日程調整がさほど難しいとは思われぬ。

それにもかかわらず、上記（１）で述べたように、被申立人は、申立人らからの再三にわたる団体交渉の申し入れに応じようとしなかったものである。

このように、申立人らとの団体交渉を正当な理由なく拒否する一方で、別組合とは団体交渉を行い、その結果に基づいて、妥結がなされていない分会組合員に対しても、夏季賞与（夏季一時金）を支給し、さらに、運行勤務手当の変更を実施するという、会社の一連の対応は、申立人らが行う組合活動の弱体化をもたらしかねないものであり、労組法第7条第3号の支配介入に該当する不当労働行為である、といわざるを得ない。

## 第5 法律上の根拠

以上の事実認定及び判断に基づいて、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

平成22年10月28日

奈良県労働委員会

会長 佐藤 公一 ⑩